

岡山県農業経営・就農支援センター運用規程

岡山県農林水産部農産課
制定 令和4年4月1日
改正 令和5年4月1日
改正 令和6年4月24日
改正 令和7年4月8日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第11条の11の規定に基づき、県が整備する岡山県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）は、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるほか、この規程に定めるところにより、業務の適正かつ確実な運営を行う。

1 運営方針

支援センターは、農業者の高齢化、人口減少が本格化する中であって、新規就農者の確保のほか、農業者における農業経営の法人化、円滑な経営継承及び雇用就農者等の定着促進等の多様な経営課題に適切かつ迅速に対応し、農業を担う者（認定農業者、認定就農者、集落営農、農業経営者、雇用就農者（農業への就業をしようとする者を含む。）、新たに農業を始めようとする者、農業支援サービス事業者（委託を受けて農作業を行う事業を実施する者をいう。）など農産物の生産活動等に直接関わっている者をいう。以下同じ。）を幅広く確保し育成していくため、就農や経営に関する相談対応、就農等希望者等（就農等希望者（県内において新たに農業の開始又は農業への就業をしようとする者をいう。以下同じ。）及び就農等希望者（法人を除く。）をその営む農業に就業させようとする農業経営者並びにこれらの者の関係者及び雇用就農者をいう。以下同じ。）に対する情報提供及び就農候補市町村等との調整、農業経営者に対する経営管理の合理化、農業経営の改善に向けた経営課題に応じた専門家派遣その他の個別経営支援等について、関係機関・団体と連携して取り組む。

2 運営体制

県は、支援センターとしての機能を担う体制を整備し、法第11条の11及び第11条の12の規定に基づき、農業経営・就農サポート活動及び農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動を実施する。

- (1) 県は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（以下「担い手育成財団」という。）を、支援センターとして3に掲げる業務を行う拠点として位置付け、支援センターの取組に関する業務の一部を委託して実施する。
- (2) 農業経営・就農支援体制整備推進事業の実施を統括する者（本事業の全体を統括する責任統括として農産課長、事務全般を担う事務局長として農産課担い手育成班総括参事（担い手育成班長）並びに、農産課担い手育成班内に農業経営サポート活動を統括する経営総括担当者及び就農サポート活動を統括する就農総括担当者）を配置する。

- (3) 支援センターには、法第 11 条の 11 に規定する業務として行う農業経営サポート活動の実施において、中心的な役割を担う経営サポート専属スタッフを配置するとともに、就農サポート活動を担当する就農サポート専属スタッフを配置する。
- (4) 支援センターには、法第 11 条の 12 の規定に基づく業務として行う農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動の実施において、中心的な役割を担うプロジェクト専属スタッフを配置する。
- (5) 支援センターの業務の実施に協力し、かつ、一部業務の請負又は助言等の活動を行う機関・団体を伴走機関として位置付けるものとし、伴走機関の名称は別表 1 のとおりとする。

3 事業の実施

1 の目的の達成のため、次の事業を行う。

- (1) 相談窓口の設置
- (2) センター運営会議の開催
- (3) 経営戦略会議の開催
- (4) 農業経営サポート活動
- (5) 就農サポート活動
- (6) 農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動
- (7) その他運営方針に沿った活動

4 相談窓口の設置

- (1) 県内の農業を担う者からの相談に対応するため、以下の相談窓口を設置する。

- ア 経営サポート窓口

岡山県立青少年農林文化センター三徳園（以下「三徳園」という。）

（岡山市東区竹原 505 三徳園内 TEL 086-297-2016）

- イ 就農サポート窓口

担い手育成財団（本部）

（岡山市中区古京町 1-7-36 TEL 086-226-7423）

- ウ サテライト窓口（9 か所）

各県民局農林水産事業部農業普及指導センター

- (2) 窓口相談手順

- ア 経営サポート窓口

経営サポート専属スタッフは、農業経営者等からの経営管理の合理化その他の農業経営の改善、円滑な経営継承及び農業経営の法人化等に関する各種相談への対応を行うとともに、原則として、その対応内容等について経営相談カルテ（要綱別記 1 様式第 4 号）等に記録する。

- イ 就農サポート窓口

就農サポート専属スタッフは、就農等希望者等からの就農や参入相談に対応し、就農相談カルテ（要綱別記 1 様式第 7 号）又は参入相談カルテ（要綱別記 1 様式第 8 号）等に記録し、就農相談及び就農状況等報告書（要綱別記 1 様式第 9 号）

に取りまとめる。

ウ 経営サポート窓口及び就農サポート窓口で相談を受けた場合は、必要に応じて関係するサテライト窓口及び伴走機関等に情報提供する。

なお、情報収集・提供に当たっては、個人情報保護法に基づき適切に行うものとする。

エ サテライト窓口

サテライト窓口において、アと同様に相談対応した場合は、原則として、その対応内容等について経営相談カルテ等に記録し、経営サポート窓口に提出する。

また、イと同様に相談対応した場合は、原則として、その対応内容等について就農相談カルテ等に記録し、就農サポート窓口と情報共有する。

5 センター運営会議の開催

(1) 開催方法等

ア 県は、別記2で構成するセンター運営会議を原則として毎月開催する。

イ センター運営会議は、6の経営戦略会議と併せて開催する。

ウ センター運営会議は、オンラインでの開催、会議への出席ができる体制を整えるものとする。

(2) 協議事項

ア 年度業務計画の策定・決定

イ 専属スタッフ及び専門家の選定・決定・登録解除

ウ 6の(2)のアの検討結果を踏まえた重点支援対象者の決定

エ 事業の進捗管理

オ その他センターの運営において必要な事項

6 経営戦略会議の開催

(1) 開催方法等

支援センターは、センター運営会議と併せて、別記2で構成する経営戦略会議を開催する。

(2) 検討事項

ア 重点支援対象者の検討

重点支援対象候補者のリスト化、重点支援対象者への位置づけの可否

イ 重点支援対象者に対する支援内容等の検討・決定

重点支援対象者に対する支援チームの編成・専門家の選定、経営戦略の決定・見直し、進捗管理等

ウ 専門家の登録及び公表

エ 伴走機関との情報共有

7 専門家の選定・決定・登録・登録解除及び派遣

専門家の選定・決定・登録・登録解除及び派遣については、別に定める岡山県農業経営・就農支援センター専門家登録派遣規程によるものとする。

8 農業経営サポート活動

法第 11 条の 11 第 1 号に規定する業務として、農業経営者等からの経営管理の合理化その他の農業経営の改善、円滑な継承及び農業経営の法人化等に関する相談対応、経営診断及び専門家派遣などによる個別経営支援を行う。

(1) 重点支援対象者の選定

ア 経営サポート窓口で経営相談のあった者のうち、伴走型支援を行う必要があると専属スタッフが判断した場合は、要綱別表に定める重点支援対象者の候補者として農業経営者等リスト（要綱別記 1－様式第 3 号）に整理し、経営相談カルテにより経営戦略会議で検討した後、センター運営会議において重点支援対象者の決定を諮るものとする。

なお、経営戦略会議での検討に当たっては、重点支援対象者の候補とする農業経営者等に対して伴走型支援の概要を説明し、個人情報取り扱い（運用様式第 1 号）により個人情報の取り扱いについて同意を得るものとする。

また、策定された地域計画（法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）のほか、4 の（2）のアの相談対応の結果や 10 の（1）の重点支援対象候補者の掘り起こし活動において農業経営の移譲を希望する農業経営者の情報を収集した場合は、経営サポート専属スタッフは、経営相談カルテとは別に経営移譲希望カード（要綱別記 1－様式第 5 号）に当該情報を記録するとともに、就農サポート専属スタッフへ経営移譲希望カードを共有するなど、第三者継承を含めた円滑な経営継承に向けて積極的に支援を行うものとする。

イ サテライト窓口等（各県民局農林水産事業部農業普及指導センター及び農畜産物生産課畜産班）又は伴走機関等で経営相談のあった者のうち、伴走型支援を行う必要があると判断した場合は、重点支援対象の候補者として、支援センター（経営サポート窓口）に経営相談カルテを提出し、アに準じた手続きにより重点支援対象者の決定を諮るものとする。

ウ イの経営相談カルテの提出に当たっては、重点支援対象者の候補とする農業経営者等に対して伴走型支援の概要を説明し、個人情報の取り扱い（運用様式第 1 号）により個人情報の取り扱いについて同意を得た上で、経営の概要、相談内容、派遣を希望する専門家（専門分野）等について経営相談カルテに記載し、重点支援対象候補者の選定について（運用様式第 2 号）及び個人情報の取り扱いを添付し、検討を希望する経営戦略会議の開催の前月 20 日までに、支援センター（経営サポート窓口）に提出する。

エ 重点支援対象者を決定したときは、支援センターは重点支援対象者及び関係する伴走機関等にその旨通知する。

オ 経営相談のあった者のうち伴走型支援を実施しない農業経営者等は、重点支援対象者には位置づけられないものの、支援センターや伴走機関等が実施する経営研修会や経営相談会について情報提供をする。

(2) 伴走型支援の実施

ア 重点支援対象者の伴走型支援のため、経営戦略会議で、専門家リーダーの選定、

経営戦略の策定（経営改善の目標・課題・改善方針等）及び専門家支援チームの編成等を行う。

イ 支援センターは、経営戦略会議で決定した内容について、重点支援対象者及び関係する伴走機関等へ通知する。

ウ 伴走型支援を行う伴走機関等は、重点支援対象者や専門家リーダー等専門家支援チーム員と連絡調整し、伴走型支援の日時及び場所等を決定し、支援センターへ連絡する。

エ 支援センターは、ウの連絡を受けた場合、重点支援対象者や専門家リーダー等専門家支援チーム員に対し伴走型支援の実施について通知する。

オ 伴走型支援実施に当たっては、伴走機関等が付き添い、支援を主導する。

専門家リーダー等の専門家は、重点支援対象者からの聞き取りや資料等の情報をもとに現状を把握し、経営診断を行うとともに、相談に対し助言を行い、経営相談カルテに記録する。

カ 伴走型支援を行う伴走機関等は、専門家支援チームによる助言を受け、重点支援対象者に対してフォローアップを行う。

また、経営戦略の見直し等が必要となった場合は、経営サポート専属スタッフに助言し、経営戦略会議に諮ることができる。

ただし、対応を急ぐ必要がある場合は、経営戦略会議に諮ることなく、経営サポート専属スタッフの判断で経営戦略の見直し及び専門家派遣等の取組を行えることとする。

キ 伴走型支援の内容は、支援センターが経営相談カルテに取りまとめて記録する。

なお、重点支援対象者の概要やフォローアップ等について伴走型支援を行う伴走機関等は、情報提供等により経営相談カルテの取りまとめに協力する。

ク 支援センターは、4の（2）のアの相談対応から伴走型支援の実施状況を経営相談状況報告書（要綱別記1－様式第6号）に取りまとめるものとする。

ケ 支援センターは、適切な時期に経営改善の目標達成状況等の確認を行うアンケートを実施し、取りまとめるものとする。

9 就農サポート活動

法第11条の11第2号及び第3号に規定する業務として、職業安定法（昭和22年法律第141号）等の関係法令を遵守の上、就農等希望者等からの相談対応、就農等に関する情報の提供及び就農候補市町村等との調整を行う。

（1）就農等希望者等からの相談対応及び情報提供

就農サポート専属スタッフは、4の（2）のイ及びエによる就農等希望者等からの相談対応及び就農等希望者等が必要とする情報の提供を行う。

（2）就農候補市町村等の紹介及び就農関係事業との連携

就農サポート専属スタッフは、（1）の相談対応を踏まえ、就農候補市町村等の紹介に当たっては、就農促進トータルサポート事業（平成21年4月1日付け農営第19号岡山県農林水産部長通知）等の就農に関する事業との一体的な取組となるよう配慮する。

また、就農サポート専属スタッフは、就農促進トータルサポート事業の第2の2の新規就農研修事業の実施状況について県と情報共有し、就農等希望者等が就農等するまでの状況の把握に努めるとともに、必要に応じて相談対応及び情報提供を行う。

10 農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動

法第11条の12に規定に基づく業務として、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報の収集・提供等を行う。

(1) 重点支援対象候補者の掘り起こし活動

ア 農業経営者等リストの作成

プロジェクト専属スタッフは、伴走機関等の協力を得て、掘り起こし活動の対象となる者として、以下の者を取りまとめて、農業経営者等リストとして整理する。

(ア) サテライト窓口等で把握している者

サテライト窓口（農業普及指導センター等）及び伴走機関等で把握した農業経営の法人化に取り組もうとする農業経営者、経営改善に取り組む意欲が高い農業経営者、農業経営の移譲を希望する農業経営者及び経営課題を有していることが見込まれる農業経営者

(イ) 経営相談会及び研修会受講者

伴走機関等で実施した経営相談会及び研修会等に参加した農業経営者等

(ウ) 認定農業者

法第12条に規定する経営改善計画の認定を受けて3年目及び5年目となる認定農業者

(エ) その他重点支援対象候補者となりうる者

イ 農業経営者等リストの情報収集

プロジェクト専属スタッフは、(1)のアの(ア)及び(イ)の情報を適宜収集するとともに、(ウ)については、県で把握している既存の名簿を活用して収集する。

ウ 支援ニーズの把握等

支援センター及び普及指導センターは、農業経営者等リストに記載された掘り起こし活動の対象となる者を対象として、アンケート調査や聞き取りによる調査等により支援ニーズを把握し、支援の必要がある者を重点支援対象候補者として位置付ける。

なお、普及指導センターが掘り起こし活動を行った結果は、農業経営者等リストなどを活用し、支援センターに報告する。

(2) 人材確保推進活動

ア 就農等情報提供活動

伴走機関との連携や岡山県担い手育成総合支援協議会での活動を通じて、各市町村・地域ごとの就農等希望者の受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ等に関する情報を収集し、パンフレットやホームページ、SNSなどを活用したPR活動及び就農相談会等のイベントを通じた情報発信を行う。

イ 求人等情報提供活動

一般社団法人岡山県農業会議等との連携・活動を通じて、農業法人の求人情報や労働条件に関する情報を収集し、雇用数農希望者等へ情報提供を行う。

(3) 相談会等活動

ア 経営相談活動

農業経営者の経営発展段階などに応じた様々な経営課題（農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大、人材確保、資金調達等）に対応するため、経営セミナー、経営研修会等を開催する。

(ア) 経営セミナー等の開催を希望する伴走機関等は、経営セミナー・研修会等開催申請書（運用様式第3号）を支援センター（経営サポート窓口）に提出する。

(イ) 支援センターは、(ア)の開催について経営戦略会議に諮り、その開催を承認し、必要に応じて専門家を派遣する。

イ 就農相談活動

伴走機関との連携や岡山県担い手育成総合支援協議会での活動を通じて、自立就農、雇用就農及び農業参入の促進・定着を図るため、就農等希望者を対象とした就農セミナーや就農相談会等の開催、雇用就農者を対象とした雇用就農者研修等の開催、移住・定住相談会への就農ブース出展などを実施する。

11 その他運営方針に沿った活動

ポスター、パンフレット及びホームページ等を活用して、支援センターの活動のPR等を実施する。

別表1 伴走機関の名称

分類	機関・団体名
市町村	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町
農業系団体	岡山県担い手育成総合支援協議会
	岡山県農業協同組合中央会
	岡山市農業協同組合
	晴れの国岡山農業協同組合
	一般社団法人岡山県農業会議
	岡山県農業経営者協会
	全国農業協同組合連合会岡山県本部
	一般社団法人岡山県畜産協会
	全国共済農業協同組合連合会
	岡山県農業共済組合
	岡山県土地改良事業団体連合会
商工系団体	岡山県よろず支援拠点
	一般社団法人岡山県商工会議所連合会
	岡山県商工会連合会
	岡山県中小企業団体中央会
	公益財団法人岡山県産業振興財団
	岡山県事業承継・引継ぎ支援センター
金融系団体	株式会社日本政策金融公庫岡山支店
	岡山県農業信用基金協会
	農林中央金庫岡山支店
	株式会社中国銀行
	株式会社トマト銀行

別表2 センター運営会議・経営戦略会議の構成機関・団体

分類	機関・団体名
支援センター	公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
農業系団体	岡山県担い手育成総合支援協議会
	岡山県農業協同組合中央会
	一般社団法人岡山県農業会議
	一般社団法人岡山県畜産協会
商工系団体	岡山県よろず支援拠点
金融系団体	株式会社日本政策金融公庫岡山支店
	岡山県農業信用基金協会
専門家	中小企業診断士
県	農林水産部農産課 〃 畜産課 農林水産総合センター普及連携部普及推進課 各県民局農林水産事業部農業普及指導センター 〃 農畜産物生産課畜産班